

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定によって、
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、広島地域事務所長から報告があった。

平成二十年九月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

（名 氏 名 称）	主たる事務所又は 事業所の所在地	取消年月日
有限会社久保田石油	広島市佐伯区海老園二丁目二番一三号	平成二〇年八月三二日
共栄石油株式会社	福山市木之庄町二丁目十八番三二号	平成二〇年九月四日